



更に、そこにおける総合工事業者、専門工事業者の役割は次のとおりとする。

総合工事業者の役割	専門工事業者の役割
<p>(1)教育・訓練の「場」の提供 「現場作業所」の統括者の立場から各現場の実態に即した教育体制を整え可能な限りのその「場」の提供に努める</p> <p>(2)職長の支援 技能労働者の教育・訓練で大きな役割を果たす「職長」に対する教育を充実するなど、その支援体制を整える</p> <p>(3)指導資料の整備 現場に即した資料、テキストの整備に努める</p> <p>(4)評価体制の確立 巡回チェック等、実施可能な評価体制を確立し、その効果を高める</p> <p>(5)講師の確保 専門工事業者が主体となって行うものについても、その講師などについて協力する</p>	<p>(1)自社の教育・訓練体系の整備 自社の技能労働者のあるべき姿を前提として、現場作業所を含めた教育・訓練体系の整備に努める</p> <p>(2)職長の育成 技能労働者の教育・訓練で大きな役割を果たす「職長」教育を充実するなど、その育成に努める</p> <p>(3)指導資料の整備 技能そのものに関する資料、テキストの整備に努める</p> <p>(4)評価体制の確立 自社の技能評価制度等を確立し、その効果を高める</p> <p>(5)OJTの強化 マンツーマンによる作業そのものの中で、技術、技能の教育・訓練を充実する</p>

2. 「教育・訓練施設」における教育・訓練の充実について

建設技能労働者の教育・訓練施設には、職業能力開発校等、公共の訓練施設と民間の団体、企業等が単独、又は、共同で運営する認定職業訓練校が主なものとして挙げられる。

公共、民間たるを問わず、そこにおける基本的、体系的な教育は現場作業所だけでは修得しがたい性質のものであり、技術、技能の進歩に応じた計画的な技能労働者の育成に必要欠くべからざるものである。また、それは同時に入職者の職業に対する不安を取りのぞき、人材の確保、特に若年者の入職促進に大きく寄与するものである。

先に述べたように、若年者を主体とした養成訓練が公共の職業訓練校から民間の認定職業訓練等を中心としたものに移行している中、「団体又は企業単独」、「団体、企業それぞれの連携」などによる、積極的な取組みもみられる。

しかしながら、業界全体としては未だ十分なものとは言えず、また、その運営に当たっても、「入校者の確保難」、「維持・管理等、運営費用の多大な負担」、「現状に適した講師、教材